

○国立大学法人筑波大学基金規則

平成22年5月27日
法人規則第40号

改正 平成24年法人規則第34号

平成29年法人規則第18号

平成31年法人規則第25号

令和6年法人規則第53号

国立大学法人筑波大学基金規則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)に、筑波大学基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 基金は、新しい道を拓く可能性を有する学生に、安心して学習・研究に打ち込める環境及び様々な相互交流を行う機会等を安定的に提供するとともに、本学における教育・研究及び社会貢献活動の推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卓越した教育の実現及び人材育成
- (2) 国際交流及びグローバル人材の養成
- (3) 世界に誇る学術研究の推進
- (4) 知の拠点としての地域への貢献
- (5) その他特に必要と認められる支援

(基金の構成)

第3条の2 基金は、寄附者が基金とすることを指定した寄附財産及びその運用によって生じた利子その他の収入金(当該収入金をもって取得した資産を含む。以下同じ。)をもって構成する。

(特定基金)

第4条 基金に、特定目的の事業を実施するため、特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

(現物資産活用基金)

第5条 基金に、不動産及び有価証券等の現物資産による寄附を受け入れ、当該資産を有効に活用するための基金として、現物資産活用基金を置く。

- 2 現物資産活用基金は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務以外の業務に係る事業の用に供することができない。
- 3 前2項に規定するもののほか、現物資産活用基金に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 基金に関する重要事項を審議するため、筑波大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学長が指名又は委嘱する。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 基金の予算及び決算に関する事項

(3) 基金の受入れ及びその運用に関する事項

(4) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金の使途に関する事項

(5) 寄附者への謝意表明に関する事項

(6) その他基金の運営に関する事項

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

8 議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員会は、審議結果について役員会に報告するものとする。

(寄附の受入れ)

第7条 基金に係る寄附の受入れの決定は学長が行うものとし、学長はこれを組織の長に委任させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現物資産活用基金に係る寄附の受入れの決定については、委員会の議を経て学長が行うものとする。

(運営費)

第8条 基金の運営費は、寄附金及びその果実等をもって充てる。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(基金明細書)

第10条 学長は、現物資産活用基金の状況等を記載した基金明細書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを、当該基金明細書を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、保存するものとする。

2 前項に規定する基金明細書の様式については、別に定める。

(事務)

第11条 基金に関する事務は、事業・ファイナンス局事業・リレーション推進室において処理する。

(雑則)

第12条 この法人規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この法人規則は、平成22年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平24.3.29法人規則34号)

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平29.3.23法人規則18号)

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平31.3.28法人規則25号)

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令6.3.28法人規則53号)

この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。